

多発する米軍人・軍属による事件に対する抗議決議

12月21日午前0時過ぎ、北谷町宮城の路上で酒気帯び運転で在沖米空軍嘉手納航空基地第18憲兵中隊所属の2等軍曹(31)が逮捕された。

12月18日午後11時過ぎには、同じく北谷町宮城で、検問中の警察官の停止命令に応じず逃走、追跡した警察官が約300メートル先で停車させたが、職務質問中に警察官に体当たりするなどの暴行を加えたとして、公務執行妨害容疑で在沖米陸軍トリーステーション所属の大尉(28)が逮捕された。

11月28日未明に北谷町北前では、酒に酔った嘉手納航空基地所属の1等軍曹(30)が住居侵入事件を起こし逮捕されたという事で12月4日に関係機関に対して強く抗議を行った矢先の事件である。

12月9日から軍人・軍属の外出・基地外飲酒を制限する米軍の勤務時間外行動指針(リバティー制度)が緩和されたが、米軍が緩和方針を県に伝えた11月26日から今月24日までの29日間で、飲酒絡みの米兵による事件・事故が6件も発生している。しかも指導的立場にある将校や取り締まる側の憲兵隊が飲酒がらみの事件を起こし逮捕されたのである。もはや米軍内部の組織統制が機能していない。

本町議会は、在沖米軍人による度重なる事件や事故のたびに米軍当局や関係機関に対し、厳重に抗議し、綱紀粛正及び再発防止を要求してきたが、全く改善されず極めて遺憾である。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 リバティー制度の緩和措置を取消し、規制を継続すること。
- 2 米軍人、軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で作成し、早期公表を行うこと。

以上、決議する。

平成26年12月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 第3海兵遠征軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官 在沖米陸軍第10地域支援群司令官